第六条の二第二項第二号中「次に掲げる要件の全て」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付けの申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法である場合　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていること。

(2)　電子情報処理組織を使用して行われた買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

ロ　売買価格の決定方法がイに規定する方法以外の方法である場合　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　電子情報処理組織を使用して行われた売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が日ごとに公表されることとなつていること。

(2)　電子情報処理組織を使用して行われる売買の価格について取引所金融商品市場における売買の価格を基礎として内閣府令で定める価格の範囲内とするために必要な措置がとられていること。

第六条の二第二項第二号ハを削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の金融商品取引法施行令第六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後に開始する金融商品取引法第二十七条の二第一項第一号に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した同号に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百五十号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（勧誘方針の公表の方法）

第十四条　法第十条第三項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる方法をいずれも行う方法とする。

一　金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあつては、住所。以下この条において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二　金融商品販売業者等がその営業所、事務所その他の場所（その本店又は主たる事務所を除く。以下この条において「営業所等」という。）において金融商品の販売等を行う場合にあつては、金融商品の販売等を行う営業所等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

三　次のいずれにも該当する場合を除き、内閣府令で定めるところにより、勧誘方針を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する方法

イ　金融商品販売業者等の事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合

ロ　金融商品販売業者等が、電子情報処理組織を使用する方法により金融商品の販売等（現にその本店若しくは主たる事務所又は営業所等にいる顧客に対して行うものを除く。）を行わない場合

附　則

この政令は、令和六年十二月十五日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令を公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正